

令和3年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

- 1 日 時 令和3年11月12日（金）から令和4年1月21日（金）
- 2 実施方法 書面決議
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議形式の協議会は開催せず、書面形式での調査審議を行った。
- 3 福祉有償運送運営協議会委員
加藤雄三委員、山崎和敏委員、松浦隆委員、佐藤貴之委員、田口力委員
佐藤政司委員、佐藤ひとみ委員（会長）
- 4 事務局
高齢福祉課：清田課長、石川主査、田中主任主事
- 5 議題
更新登録申請について（1法人）
- 6 議事の概要
更新登録申請について
ア 資料1-2「事業者申請概要」に基づき、申請内容について質問・意見回答票にて質疑応答を行った。
イ 質疑応答に基づき書面決議を行い、更新登録について承認された。
- 7 議事内容 別紙「質問・意見回答票」のとおり

質問・意見回答票

NPO 法人たすけあいサポートアイアイ

回答者たすけあいサポートアイアイ 代表理事 岩橋百合

【質問・意見】	【回答】
<p>質問者：山崎 和敏 委員</p> <p>【I】 コロナ禍における事業者（NPO 法人たすけあいサポートアイアイ）、運送対象者（利用者）への影響について</p> <p>①NPO 法人たすけあいサポートアイアイでは、R 元年度を境に、R 2 年度は、走行距離、運送回数、運送収入、運送の対象者数の減少とともに、使用車両も減少（H 3 0 年度、普通車 1 0 台→R 2 年度 8 台に、車いす車も同じく、2 台→1 台）しています。これは、コロナ禍によるものと思われませんが如何ですか。このコロナ禍により、上記も含め、福祉有償運送サービス全般にどのような影響がありましたか。併せて、利用者に対しても、外出自粛などで、厳しい状況が続いたと思われませんが、NPO 法人たすけあいサポートアイアイでは、どのように対処されましたか。</p> <p>②一方、（外出自粛、緊急事態宣言等の中）利用者の動向、対応等は如何でしたか。例えば、通院など生活に必要不可欠なものを除き、レジャーなどの趣味的な外出とするケースは、どのような影響を受けました（どの程度変わった→減少した？）でしょうか。そして現在、外出自粛、緊急事態宣言解除後、利用者の動向は如何ですか。</p>	<p>①移動時の密室性を考え福祉有償運送を 4 0 日ほど休業した影響もあり、R 2 年度の運送回数、運送収入、運送の対象者数は減少しています。</p> <p>収入の減少の原因は福祉有償運送の回数減だけでなく、その前年まで継続的であった寄付金がなくなるという事になり、財政の引き締めをする必要が生じました。駐車場代、保険、税金などの負担を減らすため、年数がたち使用頻度の減っていた福祉車両を処分しました。また、事務所の当番費を 1 時間 3 0 0 円から 2 0 0 円へと下げました。</p> <p>②4 0 日の事業中止の前には利用者さんに一斉に電話で説明し、必要な場合は日頃つながりのある近隣のタクシーを紹介しましたので利用者さんの不安感は除去できたのかなと思います。レジャーなどの趣味的な外出は元々さほど多くはなく確実なことは言えませんが、敬老のお祝いを家族みんなで行おうと福祉有償運送を依頼されていた利用者さんが会を中止されたことは印象的でした。残念だったことと思います。</p> <p>外出自粛、緊急事態宣言解除後は通院の利用は一時減りましたが、最近では戻ってきています。</p>

【II】利用者の輸送の安全、利便の確保について

③現在、運転者8名のうち、7名が、65歳以上（4名が70歳以上）です。そして、運転者全員の適性診断、カウンセリングなどが実施されていますが、NPO法人たすけあいサポートアイアイでは、これらの結果を踏まえ、高齢の運転者に対して、安全対策、事故防止の観点から、どのような指導、あるいは輸送体制をとっていますか。特に、利用者の中には、パニック障害を持つ人もあり、それぞれの障害に応じた個別対応が必要な場合もある、と考えられますが、安全確保などどのように対応されていますか。

④前記【I】と関連がありますが、使用車両が減少したことで、本来ならもっと利用需要があると想定されるなか、利用者の利便を損なうことになっていませんか。

③個人差はありますが、これまでは76歳のお誕生日までに卒業していただきました。ただ機械的にそこで辞めていただくのではなく、それ以前でもご本人と事務局と話し合っ決めて決めることにしています。

日常的には運転を行う日には体温測定とアルコール検査をできるキットをお渡ししており、毎月検査結果表を提出していただいています。また、報告書の受け渡し時に運転者と情報交換を行い、体調などについても確認するようにしています。コロナ前には1度千葉西警察署から安全運転についての講習に来ていただきましたが、コロナ後はできていません。今年は12月に運転者のミーティングで、利用者さんの特性、特に、認知の方についての注意点などについて、意見交換を予定しています。

パニック障害を持っておられる利用者さんには慣れている運転者を固定的に充てていましたが、運転者が引っ越しで辞めたため、ほかの運転者になりましたが利用者さんも事情をご理解いただき、2番目の運転者にもよく慣れて下さり、最近ではさらにそのほかの方でもよい、と言っております。アイアイの運転者の対応などに信頼頂いたのかな、と思っております。

④どうしても通院時間帯が重なる事が多く、もう一人運転者さんが欲しいな、と思う事はあります。また、保険の関係で月に14日しか実働いただけないので、そこも念頭に置いて配車をしています。利用者さんには登録時にアイアイの運営状況や理念などお話しして、どうしても依頼にお答えできない時もありますとご説明しており、ご理解をいただいているものと考えております。

【Ⅲ】料金の変更（運送対価の額）による利用者への影響について

⑤利用者にとっては、20%弱の変更（値上げ）ですが、この料金の変更の主なねらい（目的・理由）は何ですか。

⑥また、料金の値上げに対し、利用者への影響は如何ですか。

一方、NPO 法人たすけあいサポートアイアイにとっても、プラス面（運送収支の改善等）につながりますか。

⑤最初の料金表はタクシーの料金の半額を超えないように作成したつもりでした。しかし、タクシーの料金表の詳細が手に入らず、計算式だけが示されていたためやむを得ずそれに基づいた料金表で11年間やってきました。その後ガソリンの値上がりなどもありましたが一切値上げはしてきませんでした。しかも前々回の更新時に福祉有償運営協議会にて2キロ以内の迎車料金を取らないように指導があり、収入が減りました。その後寄付金収入が減り、前述したように事務局スタッフの手当てを削るなどして対応してきました。しかし、最近タクシーの料金表についてやや詳細なものが手に入り、それと比較してみたところ、アイアイの料金が半額よりかなり安いことが判りました。家賃や駐車場代、保険や税金など運営経費が嵩み、福祉有償運送や生活支援、階段昇降に携わって下さるサポーターには多少お支払いできていますが、先ほどお話しした運営する側（13年前のNPO 立ち上げメンバー中心で主に事務所当番をやっています）が無償に近い状態では、新たに事務局をお願いすることも難しいと考えております。事務局の高齢化も進行中です。事業を安定的に行うためには必要不可欠な料金変更であると考えています。

⑥利用者さんへのご負担増は大変申し訳ありませんが、このままでは継続していくことに難しさがあり、少なくとも今、すごく頼りにして下さっている利用者さんのためにも事業の継続を第一に考えさせていただければ大変ありがたいと思います。料金の値上げは、運送収支の改善、NPO 運営改善につながると考えています。

【IV】福祉有償運送サービスを継続していくために

⑦今後、移動制約者にとって、この事業の重要性、必要性は、ますます高まってくると考えています。この事業を継続（発展）していくために重要と思われること、また、そのために必要な事項等（行政への要望、支援政策も含めて）お聞かせください。

質問者：佐藤 貴之委員

⑧運行管理体制図において、運行管理の責任者の「委託」欄に印がついています。こちらは、タクシー事業者等に運行を委託する場合にお使いいただく箇所ですが、そのような計画はありますでしょうか。

⑨運行管理体制図において、2人目の運行管理の責任者の方がいらっしゃいますが、この方は運行管理の責任者として必要な条件を満たしていらっしゃいますでしょうか。なお、今回の申請の車両数ですと、運行管理の責任者は1名いらっしゃれば十分です。

⑩運行管理体制図において、整備管理の責任者の「協力」欄に印がついています。こちらは、事業協力型の自家用自動車有償運送を実施する場合にお使いいただく箇所ですが、そのような計画はありますでしょうか。

⑦福祉有償運送は介護保険利用者や虚弱な方、障害をお持ちの方、一時的な事故や怪我等で歩行が難しく、公共交通機関が利用できない方にはなくてはならないものと考えております。また高齢者の免許返納などの動きを補う役割もあると思っております。ただ、運営の厳しさから全く事業所が増えず、緑区などからの依頼が美浜区のアイアイに寄せられることなどもありました。昨年より千葉市により年10万円の運営費補助が始まったことは大変ありがたく感謝しておりますが、願わくば事業所がもう少し増えて行けるように助成制度のさらなる充実をお願いしたいです。

⑧そのような計画はありません

⑨提出書類に書き間違いがあったものと思います。当該の書類の書き直しをさせていただきたくお願い申し上げます。

⑩そのような計画はありません。こちらも書き直して提出いたしたいと思います。

※ 補足説明

佐藤貴之委員からのご質問⑧～⑩にある運行管理体制図については申請者に対し、回答のとおり修正された運行管理体制図の再提出を求め、受領後に内容を確認のうえ各委員に送付しご了承いただいております。

①福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書について、第3条において「利用会員」の定義を「道路運送法施行規則第49条第3号イからニまでに掲げるもの」とされていますが、法改正の再細分化された道路運送法施行規則第49条第3号ホヘトに該当する方を排除するものではないという理解でよろしいでしょうか。

①その理解で結構でございます。